

(意見書案第 22 号)

商業捕鯨再開を求める意見書

本年 9 月、フロリアノポリスで開催された国際捕鯨委員会（IWC）第 67 回総会において、鯨類資源の保護と持続的利用の共存を図るべく我が国が提案した IWC 改革案が否決された。

この結果を受けて、日本政府は、「IWC が一切の商業捕鯨を認めず、異なる立場や考え方が共存する可能性すらないのであれば、日本は IWC 締約国としての立場の根本的な見直しを行わなければならない、あらゆるオプションを精査せざるを得ない」旨を発言した。

よって、政府においては、これらの事態を踏まえ、今後の捕鯨政策の推進に当たっては、将来において予測される地球的規模の食料不足に備え、捕鯨技術及び鯨食文化を継承するために速やかな商業捕鯨の再開を強く要望する。

記

- 1 海洋資源の持続的利用支持国との連携を一層強化し、国際社会の理解を得る努力を強め、鯨類資源を含む海洋生物資源の持続的利用を推進すること。
- 2 IWC 総会の結果を受け、IWC 締約国としての我が国の立場を示すこと。
- 3 商業捕鯨再開に向けて我が国はこれまでどのように取り組んできたかなど、消費者に対する説明に取り組むこと。
- 4 商業捕鯨の担い手である研究者や鯨解体・処理技術者を初め、捕鯨従事者の周年雇用を確保するために必要な体制を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 14 日

釧路市議会

内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

} 宛